



# ジェントルハート通信

No. 31 春号  
発行日 2011.5.25

## ～ 『 支えあいのこころ 』 ～

代表理事 小森新一郎

発行  
NPO法人  
ジェントルハートプロジェクト

事務局  
〒210-0843  
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山  
Tel & Fax  
045-845-3620 (小森)  
E-mail admin@gentle-h.net  
URL http://www.gentle-h.net

会員登録及びカンパは随時受付中  
正会員 1口 2,000円  
賛助会員 1口 1,000円  
郵便振替  
口座番号:00200-8- 111295  
口座名義:ジェントルハートプロジェクト  
振込用紙に会員の種別を明記下さい



### 目次:

巻頭コラム	P 1
事件事故情報は誰のためのもの	P2-5
最近の新聞記事より	P 6
橋がかかる	P 7

ジェントルハート通信第31号  
定価100円 (会員は無料)

この度の東日本大震災により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。今回の東日本大震災は私たちがかつて経験したことのない未曾有の大災害となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故も依然として予断を許さない状況が続いています。このような最悪の状況の中、私たちができることは何か？果たすべき役割は何か？日々考えながら過ごしております。

私は今、これから生きる子どもたちが、この未曾有の災害によって、どの様な影響を受けるのだろうかという不安を覚えています。

具体的に言えば、これからの日本は子どもたちのこころとからだを守りきれのだろうか……ということです。

まず、家や家族までも奪われた子どもたちが、今後何を頼りに生きていくのか？そして仮に支え合う仲間がいたとしても、それをサポートする体制は確保されていくのか？引っ越しや転校をした先で、言葉の違いや、放射能を理由にいじめを受けることはないだろうか？東電社員の家族だというだけで、その子どもたちが心ない言葉を浴びせられるのではないかと不安な例を上げればきりがありません。

今回の東日本大震災が阪神大震災と大きく違う点として、規模の大きさだけではなく、原子力発電所の事故に伴う放射能の恐怖が重なったことが上げられると思います。

自己中心的な人達の理論を通せば、自分に影響が及ぶものは排除するという考え方が優先します。また、違いを認め合う作業が非常に苦手です。ですから、風評や差別などの二次被害、三次被害も十分考えられます。

最近の報道を見れば、まさにこれらの理由でいじめや差別の被害に遭っている子どもをはじめとした被災者の例もたくさん報告されています。このままにしておけば、更に被災者に追い打ちをかけることは想像に難くないと思います。

このような非常時の時こそ、今まで以上に互いを思いやる優しいところが大切だと考えます。

5月14日付けの法務省統計局発表によると死者行方不明者は、24,524名という、膨大な人数になっています。

しかし、その様な悲惨な状況の中でも、ホッとできる話題がありました。それは、この厳しい現実を前にして被災者同士の支え合いが被災地各所で見られたという報道です。

これは多くの人が同時期に多くの方が一緒に被災されたということで、『自分一人だけが』といった世間一般の被害者遺族が感じている孤立感ではなく、『皆が同じ被災者』といった連帯意識が醸成されているからではないかと考えます。

今回のような大きな苦難に直面しているときこそ、社会での支えあいによって孤立する人を生み出さない努力が重要になると思います。

私は、娘が自死した直後、自分が世界で一番不幸で、孤立した存在だと思っていました。この時期の孤独感や喪失感、なかなか表現してもわかってもらえないと思いますが、実際にこの「こころの闇」から抜け出すのにとても時間が掛かった覚えがあります。また、多くの被害者の知人に話を聞いても孤独感から解放されるまでにかかり時間がかかったと聞いています。更にはそのまま、孤独感から抜け出せないで苦しんでいる人もいます。

娘が亡くなって、今年の7月で13年になりますが、その年(1998年)からの自殺者三万人越えは未だに続いています。そして多くの自死遺族がこの孤独感と闘っています。

私たちは自然災害だからとか人災だからといった区別をすることなく、亡くなったのちに真摯に向き合い、現実を見つめ、次の世代にどうやってつなげていくのかを考えていきたいと思っています。そして、現在を生きている私たちが直面している問題は未来のため非常に重要です。

人は人によって癒され、また傷つきます。

被災された皆さんが、今後も人を信じ、支え合って暮らしていくことができますように、心からお祈り申し上げます。

## ◆ 事件事故情報は誰のためのもの？ ◆

## ●「検察の在り方検討会議」の記事から

厚生労働省元局長の村木厚子さんの冤罪事件をきっかけとした「検察の在り方検討会議」について、弘中淳一郎弁護士は、朝日新聞のインタビューに次のように答えています。

「以前に比べると公判前整理手続き導入に伴う証拠開示制度によって改善されましたが、まだまだ開示請求のやり方によっては重要な証拠を弁護側がみられない場合も多いのです。検察官は公益の代表者である。だからこそ、捜索・押収・逮捕などの強力な情報収集の権限が与えられている。そうした権限は検察官がゲームに勝つために与えられているのではない。集めた証拠をまるで私物のように、これは都合が悪いから出さないとか、勝手に決めていいはずはありません。検察官手持ち証拠の全面開示が無理なら、せめて全証拠のリストぐらいは開示すべきです」(2011年4月20朝日新聞)

## ●開示されないアンケートや作文

同じことを、児童生徒が亡くなった後の情報開示にも思います。

学校・教育委員会は、児童生徒に対する安全配慮義務を有し、いじめや事件事故が起きたときには、適切に調査し、加害者を指導する責任を負っています。だからこそ、生徒からの情報収集の権限が与えられているのであって、けっして、学校・教育委員会が民事裁判で訴えられたときに勝つため、与えられた権限ではありません。集めた証拠をまるで私物のように、これは都合が悪いから出さないとか、勝手に決めていいはずはありません。

児童生徒が亡くなったあと、多くの学校は、児童生徒に事実調査のためのアンケートや作文を書かせます。

しかし、亡くなったわが子に何があったか知りたいと願う遺族が、アンケートや作文を開示請求しても、書いた子どもの個人情報や、書かれている子どもの個人情報を盾に、非開示とされてしまいます。

民事裁判で争っても、「作文は作成者本人の個人情報であり、これを開示すれば生徒と学校・教師の信頼関係が破壊される」「作文やアンケートは今後、同様のアンケートを実施した場合、生徒が委縮してしまい、任意かつ自発的な回答を期待することができなくなる」などを根拠として、開示されません。

## ●なぜ、アンケートや作文にこだわるのか

遺族はなぜ、アンケートや作文にこだわるのでしょうか。学校や教育委員会の遺族への説明に、隠しごとや嘘が多いからです。また、事故報告書などにも、事実

が書かれないからです。

大人が書いたものには嘘が多くても、子ども自身が書いたものには手が加えにくく、真実がそこに書かれている可能性が高いと思うからです。

2010年にジェントルハートプロジェクトが実施した「当事者や親の知る権利についてのアンケート」では、事故報告書について、公立学校が教育委員会にあげる事故報告書とスポーツ振興センターに共済給付金を請求するために提出する「災害報告書」とを区別していませんが、全回答数51件中、「事故報告書」を「見た」8件、「コピーを持っている」27件、「実物は見ていないが内容は聞いている」3件でした。

これら「内容をある程度知っている」計38件のうち、複数回答で、「正確に書かれていると思う」はわずか5件しかありませんでした。ほかは、「重要な情報が抜け落ちていた」22件、「一部にうそが書かれていた」12件、「書かれていることの大部分がうそだった」10件、「黒塗りが多く内容がほとんどわからない」6件でした。

見ることができたものでさえこれだけ不正確ですから、見ることができなかったものは、この結果以上にいい加減であろうことは容易に想像がつかます。

なぜ子どもが死ななければならなかったのか、その原因究明がおざなりだったり、わかっていることさえ報告されないのは、子どもの一生をないがしろにされたと感じるでしょう。子どもの尊厳、名誉にかかわることです。

大切なわが子を救えなかった親としては、せめて、死の原因を知りたいと願い、わが子への正当な評価を残したいと考えるのは当然ではないでしょうか。

いじめや教師の言動に深く心を傷つけられ亡くなったのに、いじめそのものを否定されたり、うやむやにされてしまえば、その子どもの死に責任ある人たちに反省を促すことさえできません。

いじめていた子どもが、「どんなりゆうかしらんけど、なんで自さつなんかしたんかしらんけども」「自さつするゆうきがあれば、元気に学校にきてほしかった」と平気で作文に書く、同じことを大人たちも思っていたとしたら、亡くなった子どもの親としては、いたたまれないでしょう。

学校や生徒が知っているわが子の情報が、いちばん身近な親だけに知らされない。しかもそこには、死の原因の手がかりがある。謝罪や補償を受ける権利があっても、それさえ知らされない。これは、二次被害です。

## ●生徒と学校・教師の信頼関係とは

裁判所が言う、「生徒と学校・教師の信頼関係」とは

何でしょうか。生徒たちは、本当は何を望んでいるのでしょうか。

事件があったときに限らず、学校は日常的にいじめの実態調査を行っています。いじめの傍観者はもとより、いじめられている児童生徒さえ、なかなかいじめの事実を書くとはしません。それは、自分がチクッた(告発した)ことがわかれば、それを理由にいじめがエスカレートしたり、今度は自分がいじめのターゲットにされる恐れがあるからです。保身を考えると、他人のためにリスクを冒してまで、いじめの事実を書くことは少ないでしょう。

実際に、いじめがあったと明らかになった生徒の自殺で、直前に実施されたいじめ調査には、本人がいじめを「受けていない」に丸をしていることもあります。他の生徒らも知っていながら、アンケートには書いていませんでした。

もし、事件事故、自殺後の作文やアンケートに何らかの目撃情報や伝聞情報を書いた生徒がいたとしたら、それは、仲間の死を見過ごすわけにはいかないという強い正義感からではないでしょうか。事件事故、自殺の正当な解決を強く望んでいるからではないでしょうか。

逆に、事実を書かなかった、「見なかった」と書いた生徒は、学校に対し強い不信感を抱いているのかもしれない。「書いたら、自分が危険な目に遭うかもしれない。でも、学校はきっと守ってくれない」と思っているか、「事実を書いても、どうせ学校は動かない。無駄」と、あきらめているのではないのでしょうか。

その児童生徒の信頼に応えるということは、そこに何が書かれていたかを徹底して隠すことではないはずです。勇気をもって書いてくれた児童生徒の情報を丁寧に検証し、出てきた事実を亡くなった子どもの親に報告すること、あるいは公にすることではないでしょうか。

児童生徒に、事件事故について書かせておきながら、書かれていることを調査もせず無視したり、「いじめを見た」と書いたにもかかわらず、「いじめを見た」と書いた生徒はいなかった」と発表することはむしろ、信頼を裏切る行為です。

また、「いじめを見た」と書いた生徒を学校管理職が声を荒げたり、机をたたくなどして脅したり、何度も、何度も執拗に追及して、「あれは自分の勘違いだった」「はっきり見たわけではない」と訂正させることも、事件関係者からはよく聞かれます。

これらは、学校が生徒から集めた情報を独占できるからこそ、起きることではないのでしょうか。

よく、学校がアンケートや作文を遺族に開示しない理由として、「そこに書いてあることが事実かどうかわからないから」と言います。いじめや暴行現場を「見た」と

いう生徒と、「そこにいたが見なかった」という生徒がいたとき、学校は「どちらが正しいかわからない」と言います。

しかし、「見た」と書くことと、「見なかった」と書くことの重さを考えれば、どちらに信憑性があるか、誰にでもすぐにわかることです。

川崎市の小学校で、父親が中国籍の女兒がいじめにあつて転校せざるを得なかった事件では、教育委員会が調査に乗り出したとき、呼びかけに応じて協力してくれたのは、何人もいる同級生のなかで、たった一人でした。しかし、そのたった一人の児童の言葉を信じて、川崎市はいじめがあったと認め、そのいじめを防げなかった担任をはじめとする学校の責任を認めました。

加害児童の保護者らが、それでもいじめの事実を認めようとしなかったことから、被害児童と保護者が原告となって、保護者2組を民事裁判で訴えましたが、学校は訴訟の対象にしませんでした。

教育委員会が、児童らの作文をはじめ、証拠となるものをすべて原告側に開示したため、民事裁判でも、原告側の訴えが認められました。

これは、教育委員会が、児童やその保護者を裏切ったことになるのでしょうか。

このいじめ事件に関わったすべての児童生徒は、たとえその時には解決できなかったいじめでも、嘘は通らないこと、いじめがあったのになかったことにはできないのだということを学んだでしょう。

勇気を出して証言してくれた子どもは、世の中の正義を、大人を信じるのができたのではないのでしょうか。

これらの教訓は次のいじめを防止する力になるはずですよ。

アンケートや作文は、教師や学校のために書くものではありません。亡くなった子どもや真実を知りたいと願う遺族のために書くのだと思います。自分自身の正義のために書くのだと思います。

そして、そんな決意で書かれている内容を「真実かどうかわからない」と切り捨てたり、書いてあることを無視する学校の姿勢にこそ、子どもたちは不信感を抱き、もし再びこのような機会があったとしても、もう二度と「本当のことは書かない」「言わない」と思うのではないのでしょうか。

### ●恣意的に使われる生徒の個人情報

学校が、作文やアンケートをいかに恣意的に使っているか。一般的には、事件事故で子どもが亡くなったあと、遺族が事実を知りたくて、亡くなった子どもの情報を自分の情報として、個人情報開示制度を使って、請求することが多いと思います。

しかし、大きく報道された事件事故の場合、学校管

理職や教育委員会の職員が、遺族宅を訪れて、これからとるアンケートについての報告をしたり、回収したアンケートの氏名を消したうえで、コピーを渡したりしています。遺族の要望にあわせて、アンケートをとり直したりしています。

2006年10月11日、福岡県筑前町の森啓祐くん(当時中2・13歳)が、「いじめられてもう生きていけない」「いじめが原因です。さようなら」などと書いた遺書を残して自死した事件では、当初、両親が無記名のアンケートをお願いしていたにもかかわらず、学校は記名式でアンケートを実施しました。

校長は当初、プライバシーの問題があっただけで見せられないとしていましたが、結局、回収したアンケートの名前を消したものを森家に持参しました。結果、約1割が「(校内)にいじめがある」と回答。一部生徒はアンケートで、学年主任によるいじめについて書いていることもわかりました。その後も両親の要望で、無記名のアンケートを実施して、やはり森家に持参しています。

その後、調査委員会が、2年生約120人を対象に、啓祐くんへのいじめや嫌がらせについて見聞きしたことを、時期や場所を含めて詳細に尋ねる内容で、独自のアンケートを実施しました。このときは、生徒の本音が引き出せるように、記入や回収の際には教職員を立ち合わせませんでした。この内容は、遺族には非公開となっています。

報道で大きくとりあげられるかどうかで、開示、非開示が決まるのでは、法のもとでの平等に反します。

1998年7月25日に自死行為をした(亡くなったのは7月27日)小森香澄さん(当時高1・15歳)の民事裁判では、1年かけて、生徒の作文の開示が争われましたが、裁判所は生徒たちのプライバシーを理由に、不開示の決定をしました。にもかかわらず、一審で原告の訴えが一部認められたあとの高裁では、学校はあれほど見せることはできないと突っぱねてきた生徒の作文を見せることを和解の条件として、前面に押し出してきました。そして、和解手続きのあと、一定の条件はあるものの、見せられたものは、実は条件の範囲にあたる全てではありませんでした。その瞬間、母親の美登里さんは、「騙された」と感じたと話しています。

学校や教育委員会は、アンケートや作文の目的を「生徒指導に利用するため」であって、事件事故の調査のためではないと言い訳することもあります。しかし、そのようなことを前面に押し出す学校に限って、事件事故のあと生徒を指導した形跡がありません。

そして、アンケートや作文を、学校の一存で勝手に処分する例も後を絶ちませんが、ほとんどが処罰されることなく、むしろ周囲からも擁護されています。

もし、アンケートや作文に自分たちにとって都合の悪いことが何も書いていなければ、学校はコピーさせることはなくとも、堂々とそれを遺族に見せるはずですが。見せずに処分するのは、遺族に知られては困る内容が書いてあったからに違いありません。一度処分されてしまったら、いくら裁判所が「遺憾である」と述べたところで、取り返しがつきません。

事件事故後に書かれたアンケートや作文には、事件事故を正当に解決するための情報がちりばめられています。警察が初動調査に入りにくい、学校という場だからこそ、情報を学校に私物化させるべきではないと思います。児童生徒の教育の場だからこそ、情報は正しく扱われなければなりません。大人たちが加害者に手を貸して、不法行為があったのに、なかったことにしては、絶対にならないのです。

自分たちにとって都合が悪いことは隠す。このことがどれだけ問題を大きくするかは、原発事故で私たちが現在、身をもって体験していることです。

#### ● 検討会議の役割

冒頭の弘中弁護士はインタビューで、「検討会議の目的は、特捜部の信任投票というか、『いろいろ問題はあるけど特捜部は必要ですよ』という結論を出させることにありました。異論を唱える委員も少し交ぜつつ、『特捜部は必要だ』という意見が主流になるように人選しています。会議は、事件で高まった『特捜部は本当に必要なのか』という世論を押し戻すための儀式だったと思います」と答えています。

同様のことは、情報公開審査会でもあります。

1988年12月21日、富山県富山市で、「ねえ、この気持ちわかる？ 組中からさげられてさ 悪口いわれてさ あなただったら生きていける？ 私もう、その自信ない」「もう だれも いじめないでね」と遺書を残して自死した岩脇寛子さん(当時中1・13歳)の場合も、個人情報開示請求をめぐって、非開示部分の開示請求や事実と異なる部分の訂正について、異議申立をしました。聞き入れられませんでした。

また、クラスの生徒が書いた「岩脇さんへの別れの手紙」は、担任が遺族に渡すことなく、勝手に焼却処分していました。

そして、情報開示が適切になされているかを審議する「異議申立審査会」の委員長は、市の顧問弁護士でした。市側は、委員長の交替を求める岩脇さんの要求に対して、「法律の専門家という厳正中立な立場で審議にのぞんでおられます」としてはねのけています。そして、非開示の決定は妥当であると判断を下しています。

(「いじめの記憶 もう だれも いじめないで」/岩脇克己・岩脇壽恵・いじめの記憶編集委員会/桂書房 参照)

一方、2007年10月21日に青森県で男子生徒(当時高1・16歳)が自殺した事件では、青森県情報公開・個人情報保護審査会は、両親の情報公開請求に対し、県教育委員会が「不開示」とした判断を「一部妥当ではない」と答申しました。関係者からの聞き取りの記録や緊急アンケートの実施経緯が分かる資料と集計結果などを全面開示すべきだとし、学校が学校長の引継ぎ文書など、問題の報告書そのものを作成していなかったことを厳しく非難しています。(青森県県庁ホームページに、情報公開・個人情報保護審査会答申の文書が載っています)

検討会議も正しく運営されなければ、ただのアリバイ作りです。最低限、委員の中立性は客観的に判断できるものであってほしいと思います。

### ●アンケート結果が生かされた例

2006年11月12日、大坂府富田林市で大川理恵さん(当時中1・12歳)が自死した事件では、事件当日に記者会見した校長が、理恵さんの保護者から「(娘が)チビと言われ、悩んでいた」と打ち明けられたことを明らかにし、「生徒に『いじめがあったのなら、正直に打ち明け、私と一緒に謝りに行こう』と呼びかけたい」と話しました。

そして、学校は翌日にはいじめがあったことを認め、いじめの実態解明に向けて、同学年の154人全員を対象にしたアンケートを実施しました(148人が回答)。アンケートは「いじめがあったとの前提」に立ち、大川理恵さんへの具体的な接し方や感じたことなどを用紙に無記名で記入させました。

同年11月18日、アンケートの結果を集約し、遺族を含む全保護者に報告しています。初七日の夜には、同級生ら約30人が教員に引率されて、弔問に訪れたということです。

本当に生徒との信頼関係を大切にすれば、自分たちにとって都合の悪いことを隠さない、すでに起きてしまったことへの責任の取り方を、学校が率先して示すことではないでしょうか。

学校がアンケートや作文の内容を開示するときは、事件事故の原因と思われることが本当に何も書いていないか、いじめや教師の不適切な対応を認めるときです。

逆に言えば、自分たちにも責任があるのに認めたくないときには、アンケートも作文も遺族に見せようとしません。見せれば、認めざるを得なくなるからです。

しかし、そのことがどれだけ遺族を苦しめ、子どもたちを傷つけることになるかまでは考えないのでしょうか。

### ●情報開示は進んだか？

弘中弁護士は、「以前に比べると公判前整理手続き導入に伴う証拠開示制度によって改善された」としていますが、学校関係では正直いって、あまりその実感を持ってません。

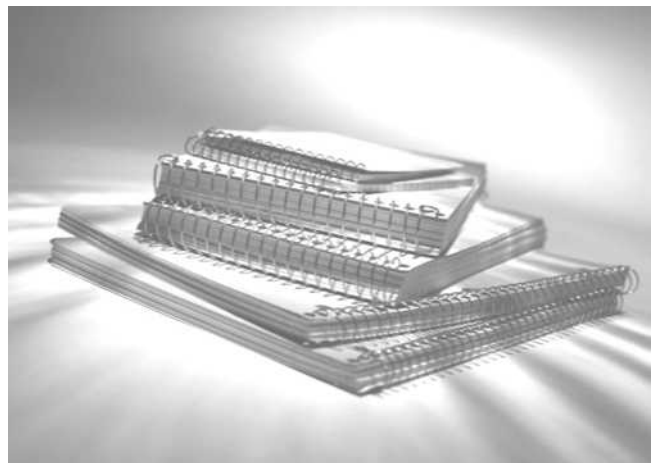
「犯罪被害者等基本法」のなかで、被害者遺族が「知りたいと思う気持ち」を持つのは当然のことと認めながら、「知る権利」が多少なりとも進んだのは、「捜査や刑事裁判」に関するだけです。

情報開示請求は、一般人にとっては複雑で、学校にはどんな文書があるのかさえわかりません。また各文書には保存期間が決められており、文書によって根拠となる法令も異なります。アンケートや作文は自治体ごとの情報公開条例で決まっており、個票などはとくに、わずか数か月しか保存期間がない場合もあります。保存の手続きをしなければ失われてしまいますが、子どもを亡くしたばかりの親に、それができるでしょうか。

情報の保存期間はその重要性に比例して決められていると言います。ならば、事件事故、自殺などに関するすべての文書は、保存すべき期間を5年、10年単位にすべきではないでしょうか。

そして近年は、アンケートや作文が個人情報開示請求の対象になることがわかっているのに、最初から行わない学校や、どんな調査をしたのかさえ遺族に知らせない学校や教育委員会もあります。児童生徒に聞き取り調査を行っても、聞き取りの際のメモはとっていない、あるいはまとめ終わったので廃棄したと言います。教師が結論だけを報告書にまとめたものは、学校事故報告書と同じで、信用できません。

情報が開示されないことで、遺族と学校、学校と児童生徒、ひいては遺族と児童生徒までが互いに不信感をいだいたり、対立したりするのです。事実を正しく知ること、知らせることが、問題解決の第一歩です。





◆ 最近の新聞記事より ◆

小6自殺未遂 教育界に波紋広島

いじめ把握ケアに課題

広島市立小学校の6年生女生徒(12)が先月、同級生によるいじめを苦に自殺未遂をし、教育界に波紋を広げている。背景には、いったん問題が解決したと判断し、十分なケアを怠った学校側の対応の甘さがある。子どもたちの内面をどうつかみ、陰湿ないじめを防ぐのか。現場のサポート体制はもちろぬ、保護者との緊密な連携も問われている。(門戸隆彦)

「あの時、時間をかけて思いを聞いていれば……」。女児が通った小学校の校長は後悔の色を浮かべた。保護者を招く音楽演奏会を控えた2月、練習前に女児が、教室の自分の机からリコーダーがなくなった、と担任教諭に訴えた。

担任教諭は教室を捜して見つからないと判断。女児に「気にせず代わりのリコーダーを音楽室へ借りにい」と、同級生のいじめを受け

「解決済み」と判断したが、女児は自宅での取材にこう打ち明けた。「なぜこんなことまでされるのか。問題を深刻に受け止めてくれなかった先生の対応もショックだった」

「死ぬ」「うざい」と暴言を浴びたり、仲間外れにされたり。以前から繰り返していたいじめを受け、同級生のいじめを受け



校長会でいじめの再発防止策の説明を受ける広島市立小学校の校長(3月9日)

- いじめが解決したと思われる場合でも児童が卒業するまで継続的に注意を払う。
- 児童や保護者の訴え、児童へのアンケートなどでいじめを把握した時点で、市教委に知らせる。
- 児童対象のアンケートを年に複数回実施する。
- 担任教諭は年2回、いじめへの対応をチェックリストに基づいて自己点検。校長が取りまとめ市教委に報告する。

いじめ問題に閉じ、広島市教委が市立小学校長に示した主な早期発見・解決策

声を出せず隠れる被害

保護者と連携不可欠

ていた。落ち度がないのに、音楽室へ独り向かう途中の廊下。涙がこぼれたという。母親は「できれば一緒に取りに行つてほしかった」と涙ながらに訴える。

小学校の校長に徹底し、解決したと思われる事実でも継続的な見守りを求めた。しかし、児童が声を出さず、実態をつかめないケースもある。同市の別の小学校では、教師のいない休憩時間などに児童が悪質ないじめを受けていた。しかし、児童を論じ、その保護者に具体的な被害の訴えはな

いじめを題材に寸劇を上演。いじめを苦に自殺した生徒の遺族の講演を聴く場を設けるなどしている。いじめ問題に取り組むNPO法人ジェントルハートプロジェクト理事の小森美登里さん(54)は、1998年に高校生の娘を亡くした。「いじめる側は、やり返さない相手を傷つけることでストレスを発散している傾向がある」と加害側へのアプローチも強調。「事象だけを捉えようと、いじめはより陰湿になり、被害児童の心の傷も深くなる。子どもたちの内面にある苦しみや痛みをひもとく姿勢が欠かせない」と提言している。

学校現場は、いじめの解決方法についてどのような勉強をし、どのような対応を準備しているのでしょうか？私は講演に出向いた多くの学校で、先生方と会話する中、そのような疑問を常々抱いていました。正しいと思って対応したことや解決したと思っていたことが、その後大きな問題に発展してしまうケースは少なくないと実感しています。そしてこの記事はそれらの事実を如実に現しています。(理事 小森美登里)



## ◇ 橋がかる ◇ ひとひととの出会い、そこにかかる橋

ここは毎回ジェントルハートプロジェクトに関わる方々の思いなどを自由にお書き頂くコーナーです。今回はミシュカの森を主宰されている入江杏さんをお願いいたしました。

私は未解決の殺人事件の遺族だ。2000年末に起きた「世田谷事件」。命を奪われた4人は妹一家だった。現場は壁一つ隔てた隣地、仲が良かった妹と私は、子育ても仕事も助け合うために、姉妹で二世帯住宅を建てた。あの日を境に、精神的に深く結ばれた家族4人と住む家を失った。

今まで信じていた世界が崩れ去るような喪失感。なぜ助けてあげられなかったのか？ 自責の念に苛まれた。捜査には協力し尽くしたにもかかわらず、初動捜査の不手際からか、事件は未解決だ。無力感と憤りは尽きない。亡くなった四人も、私たちも、犯罪とは全く縁がなく、動機には思い当たる節さえない。皆目見当もつかない犯人像。憎しみをぶつけようにも対象がない曖昧な喪失感が未解決事件の苦しさだ。

私の人生のSCRIPT(脚本)の書き手は私しかいない。私は自分の人生で自分にふさわしいロール(役柄)を選び取ることができるはずだった。けれど私に与えられたロールは…「未解決凶悪殺人事件の被害者遺族」理不尽なロールにどれほど抗ったとしてもスティグマ(烙印)は消えない。

この烙印を押された者は世間から犯罪被害者遺族としてのイメージを押しつけられる。事件以来止まってしまった時間の中で涙に暮れていなければならない。加害者に対して応報心にとり籠められて、世の中を呪っている筈だ。世間を憚り、落魄しているに違いない。こうしたステレオタイプの被害者遺族像に自らをとり籠めてはいけなないと思いつつも、実際の私は自責の念の中で、まさに涙に暮れて、生きる意欲さえ失いかけていた。

もがき苦しむ私の傍らには夫がいてくれた。夫は私の全てを受け容れてくれたのだ。そして常に温かく見守ってくれた。「あの経験乗り越えてきたからこそ今の今を大切に。」普段は穏やかな夫の、ゆるぎない一言で私は自分を受け容れ、「今」を感じられるようになったのだ。今を感じるようになってはじめて、私は被害者遺族のロールから私自身のありたい姿へと近づいていけるようになった。それが私にとっての再生、生き直しだった。

これからどう生きるべきか？ どう生きたいか？ 現実と向きあい、私が生き残った意味を問ううちに、私の使命が見えてきた。犯罪によって大切なものを奪われた私。加害者はどこにいるか今もわからない。犯人の仕組んだ犯罪のためにも私自身が、不幸のどん底に自らをとり籠められたままで、世の中を恨み続けていたなら、それこそ犯罪に負けたことになってしまうのではないか。人を不幸に陥れる犯罪にどんなことをしても負けたくない。そのためには何が出来るか？

妹たちの生きてきた軌跡を悼む思い振り返る中で答えが見えてきた。子どもの心が健やかに育つよう、種まきをしよう。今までもそう願って妹と心をあわせて、子育てを精一杯してきたのだから。犯罪への引き鉄となる苛立ち、疎外感、妬みや嫉みから自分を解き放つことができるように。犯罪に巻き込まれた際には、悲しみ、苦しみから自暴自棄に陥り、負の連鎖を生むことなく、自分を立て直すことができるように。

そのために選んだ方策が絵本の「読み聞かせ」だ。絵本を選び、心をこめて読むことで、健やかでしなやかな心を育むお手伝いができたら、と思った。迂遠なようでも私のできることを尽くそう。それが犯罪に負けまいと願う私にとっての生き直しの作業だった。

生き直しの途上で、数々の素晴らしい出逢いに励まされている。とりわけ、ジェントルハートプロジェクトの小森美登里さんとの出逢いは、かけがえのない宝物だ。

初めて小森さんのお話を聞いた時には衝撃を受けた。正直、私は「いじめられたらやり返すくらい強さが必要だ」と思ってきたからだ。夫の仕事の関係で海外生活をしていた時も、犯罪被害者遺族となった時も、息子がいじめられるのを心配したものだ。息子にはこう言った。「あなたには強さがある。何か理不尽なことを言われたら、声をあげなさい。」やったらやり返せ、という表現ではないにしろ、根底にはやり返すだけの強さが必要だ。そういう思いがあった。

小森さんの本の中から抜粋しよう。「やられたらやりかえす、向こうもまたやり返す。…それがずっと繰り返されたとき、その先に何が見えますか？ 本当にやり返すということが正しい解決方法なのですか？」「誰からも自分が幸せに生きる権利を奪われてはならない」いじめられている人、いじめている人、私を含めて、いじめる側といじめられる側の間にいる人の心に深く届けたいメッセージだ。

小森さんの関わるジェントルハートプロジェクトは、悲しみの連鎖を止めるシステムの構築を強く提唱しておられる。まず真実を明らかにすること。事件や事故の悲しみの中でも、真実に向きあう勇気が何より求められる筈なのに、どうして勇気の種を芽吹かせることができないのか？ その種を育む環境に問題があるのではないか？「まずは学校が真実を正直に報告できる体制を作ることが何より大切ではないでしょうか？」悲しみを知る者の連帯で、いのちを守る社会をつくりたい、と強く願えばこそ、私はジェントルハートプロジェクトの思いに深く共感してやまない。

昨年の冬。最愛の夫が四人の待つ彼岸へと航ってしまった。大動脈解離、突然の病が働き盛りの夫を奪った。事件後、この人と添えてよかった、という思いを一層強くしたひととの別れ。還暦を過ぎたばかりの若さで、爽やかな印象のまま、逝ってしまった夫。それは、妹たち一家との別れ以上の衝撃だった。遺された私を支えているのは、「悲しみを乗り越えたからこそ今の今がある」夫の言葉だ。常に優しく見守ってくれた夫に恥じないように今を大切に生きたい。

今日の読み聞かせ授業、読んだ絵本は、「ヤクーバとライオン」報復の連鎖を止めるアフリカの少年の勇気と猛獣の王者ライオンとの信頼の物語だ。お話に引き込まれ聴き入る子どもたちの心に問いかけながら読んだ。本当の勇気とは何か？人間の尊厳とは何か？いのちを守る社会をつくるために、本当の勇気の種をその心に芽吹かせてほしい。願いをこめて今日も絵本を読む。